からの委員会の進め方について協

令和元年9月26日より12月10 委員会を開催し調査 目

研究をしました。これまでの経緯 までの期間、 などは次のとおりです。

9 月 26 日 質疑応答を行いました。 9 月 26 日 『施行規則について説明を受け 懇談会において、これ 総務課より住民投票条

10 月 21 日 ら意見を聞くことになりました。 議しました。住民投票時に有権者 いて協議しました。 人招致の法的根拠や土地利用につ ための判断材料として関係者か 懇談会において、参考

伴う関係部署職員、 推進協議会、大栄環境㈱、 11月7日 管理会、 について委員間協議を行いまし 投票前の参考人として財産区 財産区管理者 (市長)、 委員会への参考人招致 また投票後に 事業に

は市長及び大栄環境㈱などの選定

は、

市長の具体的行動について質

ついて川勝知事に報告すると発言 申し入れる。また投票結果などに

した。その後の委員からの質問で

について議論しました。委員から

県条例の考え方を議論した上

は、

財産区管理者としての市長が

土地賃貸借契約の解除について 根拠に基づいた理由の必要性や、 問した。事業者への撤退には法的

財産区運営のあり方や国の法

最初に市環境課、

商工観光課

財産区へ同意を求める手順が正当

うことで決定をしました。 致をして意見などの質疑応答を行 11 月 29 日 より説明を求める。次に参考人招 参考人として土地賃貸

お、 12月10日 住民投票結果について 見が出され質疑を行いました。 セスメントに対する疑問などの意 投票への参加の必要性及び環境ア 理施設建設に反対する理由や住民 契約の経緯などをうかがいまし 員からは企業進出及び土地賃貸借 席していただきました。財産区役 た。市民グループからは、産廃処 及び市民グループ9グループに出 推進協議会は欠席でした。 な

産区へは土地賃貸借契約の解除を 民意を重く受け止め、 から建設反対票がり割あったので 疑応答を行いました。冒頭、 へは事業撤退を要請し、 市長にこれからの対応について質 大栄環境㈱ 池新田財 市長

借契約時の財産区管理会委員2名

御並終主にもはて充業處容物が理佐乳の乳器についての存足が悪に反て全たタ源

御前崎市における産業廃棄物処理施設の設置についての住民投票に係る主な経過			
年月日	内容	年月日	内 容
令和元年 6月 19日	御前崎市条例制定請求書の提出	9月 5日	9月議会定例会(委員長報告、討論、採決)
6月 25日	議会運営委員会において条例案の説明		
6月 27日	6月議会定例会 (条例案の提出・産業廃棄物処理対策等 調査特別委員会に付託)	9月 26日	採決(修正案 賛成11 反対2) 第9回特別委員会 (条例施行規則について)
	第1回特別委員会 (継続審査の協議) 6月議会定例会 (閉会中の継続審査)	11月 7日	第10回特別委員会 (今後の調査事項について)
	第2回特別委員会(意見陳述について)	11月18日	第11回特別委員会 (土地賃貸借契約に至った経緯と責務に
7月 8日	第3回特別委員会 (意見陳述、市長への質疑)		ついて)
7月 19日	第4回特別委員会 (住民投票制度について)	11月21日	第12回特別委員会 (参考人招致に関する抗議文について)
7月 26日	第5回特別委員会 (環境アセスメントについて)	11月25日	第13回特別委員会 (産廃業に対する行政指導、経済効果等 について)
8月 2日	第6回特別委員会 (条例案の説明・質疑)	11月 29日	第14回特別委員会 (参考人招致:元財産区管理委員2名、
8月 16日	第7回特別委員会 (条例修正案の提出・質疑)	12月 8日	建設反対等各団体9名) 住民投票実施 投票率60.81%
8月 26日	第8回特別委員会 (条例再修正案の提出) 委員会採決(修正案 賛成10、反対3)	,,	(賛成1,565票 反対14,409票)
		12月10日	第15回特別委員会 (住民投票結果について 市長質疑)
9月 2日			

どの意見がありました。また、次 市長の考えをしっかり出すべきな である。 土地利用手続きについて

ことを決定しました。

回に大栄環境㈱を参考人招致する